

北名古屋市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年11月24日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

学校教育課

対象期間 令和5年4月1日から令和5年9月27日までの所管事務

実施期間 令和5年9月1日から令和5年9月27日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果等

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

学校教育課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜学校教育課＞

主な所管事務は、教育委員会の委員及び会議、規則、規程等の制定及び改廃、教育に関する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価、公印の管守、儀式及び表彰、文書の收受、発送、整理及び保存、教育費の予算及び決算の総括、県費負担教職員の任免その他の進退の内申、県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定及び研修、事務局職員、県費負担教職員以外の教職員及びその他教育機関の職員の任免そ

の他の人事、教職員、児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利、教育の研究及び振興、教育に係る調査及び統計、学校施設の管理、学校施設の環境衛生、児童及び生徒の就学、入学、転学及び退学、学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導、教科用図書その他の教材の取扱い、通学区域及び通学路、要保護者及び準要保護者の児童及び生徒に係る援助、学校給食、小学校並びに保育所、認定こども園及び幼稚園との連携推進及び総合調整、家庭支援課の事務分掌のうち、小中学校との連携、学校その他教育機関の設置、廃止及び変更、教育委員会の後援依頼、教育部の他の課の所管に属さない事務、総合教育会議、教育部の庶務に関する事務である。

(1) 契約事務について

校内備品購入について、仕様書の記載事項について落札業者より協議があったにもかかわらず、協議した記録が残されていないものがあった。

意 見

- (1) 契約事務について、発注した業務の実施時期の管理が徹底されていないため、業務の進捗管理を綿密にされたい。また、業務仕様書の記載内容について検討されたい。
- (2) ドリルパークライセンス使用料について、導入したデジタルドリルの活用状況等が学校により差があったため、導入の効果が高くなるよう指導されたい。
- (3) 消耗品の管理について、持ち出し頻度が高いことから管理簿を作成していない物品もあり、管理方法について模索している。税金により購入している物品であること、また管理する行為はその意識付けにも寄与することから、適正な管理方法について検討されたい。